
午後 1時57分開会

○議長（犬飼信雄） 開会に先立ち、ご紹介申し上げます。

このほど、安曇野市議会及び筑北村議会において松本広域連合議会議員の交代があり、安曇野市からは坂内不二男議員、宮澤豊次議員、荻原勝昭議員、松澤好哲議員、濱昭次議員が、筑北村からは前山健治議員が選出されましたので、ご紹介申し上げます。

また、塩尻市の金田議員が本日の会議を欠席する旨の届け出がありますので、ご承知願います。

これより平成27年松本広域連合議会11月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は23名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が3件提出されております。あらかじめ皆様のお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（犬飼信雄） 日程第1、議席の指定を行います。

安曇野市及び筑北村選出議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長においてお手元にご配付いたしました名簿のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼信雄） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において4番、村上幸雄議員、

5番、坂内不二男議員、6番、忠地義光議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（犬飼信雄） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙

○議長（犬飼信雄） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

松本広域連合議会副議長に濱昭次議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました濱昭次議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(犬飼信雄) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました濱昭次議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました濱昭次議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選された濱昭次議員から挨拶があります。

濱議員。

○副議長(濱 昭次) 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま松本広域連合議会の副議長に推挙いただきました。まことに光栄に存じます。また、責任の重大さを痛感するところであります。

松本広域圏内8市村、42万住民のため、広域議会の果たす役割は今後も非常に大きい。議会の権能を十分果たせるよう、犬飼松本広域連合議会議長を補佐し、一生懸命議会運営に努めてまいり所存でございます。

また、議員の皆様方、連合長を初めとする理事者の皆様方のこれまで以上のご指導、ご協力を承りますよう心からお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第5 常任委員の選任

○議長(犬飼信雄) 日程第5、常任委員の選任を行います。

安曇野市及び筑北村選出議員の常任委員会につきましては、松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元の委員会構成一覧に記載のとおり指名いたします。

日程第6 議会運営委員の選任

○議長（犬飼信雄） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

安曇野市及び筑北村選出議員の議会運営委員につきましては、松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元の委員会構成一覧に記載のとおり指名いたします。

なお、松澤好哲議員は、議会運営委員会副委員長に互選されておりますので、ご報告申し上げます。

日程第7 議案第1号から議案第3号まで

○議長（犬飼信雄） 日程第7、議案第1号から議案第3号まで、3件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに平成27年松本広域連合議会11月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、7月の第1回臨時会以降、安曇野市並びに筑北村において議会議員選挙が行われ、これに伴い、今議会から安曇野市及び筑北村において6名の皆様が松本広域連合議会議員にご就任されました。

新たにご就任されました皆様におかれましては、松本地域のさらなる発展のため、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、ただいま全会一致でご推薦受けられ、ここに松本広域連合議会第12代副議長として濱昭次議員が選出されましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。濱副議長におかれましては、安曇野市議会第5代議長としてご活躍され、高い識見と指導力に大きな期待が寄せられているところでございます。これまで培われたご経験をもとに、松本広域連合議会の運営を初め、松本地域発展のため、今後一層のご尽力をお願い申し上げます。

ここで、議案の提案説明に先立ち、当広域連合を取り巻く状況について若干申し上げます。

まず、9月10日未明から、台風18号などの影響で大気の状態が非常に不安定となり、関東地方と東北地方は記録的な豪雨が続き、茨城県常総市では鬼怒川の堤防が決壊し、町をのむかのような濁流から、警察や消防、自衛隊、海上保安庁などによる懸命な救出活動が行われました。

この関東・東北豪雨で3県において8人の方が犠牲となり、被災された皆様方にはいまだ厳しい避難生活を余儀なくされており、心からお見舞いを申し上げ、1日も早い復旧・復興を願ってやみません。

今回の関東・東北豪雨による避難行動を見ますと、身近にある危険を事前に知ってどう対処するか、シミュレーション訓練をしておくこと、また避難情報が住民にどう伝わって解釈されるか、事前に検証しておくことが大切であると再認識したところであります。また、河川や山脈の災害は、市町村の行政区域を超えて発生しますので、改めて広域的な連携の重要性を痛感しております。

この8月下旬から9月初旬には、関係市村における総合防災訓練が地域住民を主体とする自主防災組織と防災関係機関の連携などを主眼に行われたところでありますが、住民の皆様には大災害がどこの地域でも起こり得ることを念頭に、自助・共助の力で防災意識を高めていただきたいと考えております。

次に、御嶽山噴火災害の再捜索について申し上げます。

昨年9月27日に発生した御嶽山噴火災害の行方不明者6人の方の再捜索が、9カ月ぶりにこの7月29日から8月6日までの9日間にわたって行われました。長野県警、長野県内の消防本部、自衛隊及び岐阜県から捜索隊員が延べ4,900人余りが投入され、松本広域消防局からも10人の消防職員を派遣したところであります。噴煙が漂う3,067メートルの活火山における過酷な状況下で、遺留品など39点、行方不明者1人を発見しましたが、待ち続ける5人の行方不明者の家族のご期待にこたえることはできませんでした。派遣した10人の消防職員に対しまして速やかにメンタルヘルスの確認を行い、3次ストレスなどへの対応を行っております。

今後、内閣府に常設される火山防災対策推進検討会議の報告や、消防庁で検討される噴火災害時の捜索・救助要領などにに基づき、火山防災体制の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、消防局の活動状況等につきましては、後刻の担当委員会におきましてご報告いたします。

次に、松本地域における広域観光事業に関連して申し上げます。

まず、松本地域への誘客キャンペーンの一環として、8月下旬の3日間、中信地方の自治体などで組織する日本アルプス観光連盟と連携し、東京有楽町におきまして「信州・日本アルプスエリアの物産と観光展」を開催したところ、初日から新鮮で格安な果物や野菜を買い

求めるお客さまで大いににぎわいを見せました。

また、7月の第1回臨時会でも報告いたしましたビッグデータを活用した松本地域への観光客の動態調査につきましては、その結果報告会を9月10日に観光事業者などを対象に行いました。この調査によりますと、松本地域の3市5村を訪れる観光客のうち、複数の観光地を回遊される方は約2割、地域内に宿泊する方は5割弱にとどまっていることが判明いたしました。動態調査の結果につきましては、今後松本広域における観光資源の魅力をどう磨いていくか、またどう伝えていくか、関係市村や関係団体の皆様と情報を共有し、広域的観光事業の推進に生かしていくとともに、広く関係者の皆様方にもご活用いただくよう配慮してまいります。

なお、詳細につきましては、後刻の担当委員会におきましてご報告いたします。

それでは、ただいま上程をいたしました条例改正2件、決算の認定1件の計3件の提出議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号の松本広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成27年10月5日に施行されたことに伴い、個人番号が付された個人情報の保護に関する必要な措置などについて改正するものでございます。

次に、議案第2号の松本広域連合職員の再任用に関する条例は、共済年金と厚生年金の統合に伴い、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行されたため、引用する法律について改正するものでございます。

次に、議案第3号 平成26年度決算について申し上げます。

まず、一般会計の決算額は、歳入が42億9,322万円、歳出が41億8,370万円で、形式収支、実質収支ともに1億952万円の黒字決算となりました。

特別会計では、歳入が2,302万円、歳出が1,541万円で、形式収支、実質収支ともに760万円の黒字決算となりました。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（犬飼信雄） 次に、監査委員から、平成26年度松本広域連合歳入歳出決算に対する審査意見の報告を求めます。

花岡代表監査委員。

○代表監査委員（花岡興男） ただいまご紹介をいただきました監査委員の花岡でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、平成26年度松本広域連合一般会計及び地域ふるさと事業基金特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月21日に金田監査委員とともに審査を行いましたので、その意見の概要をご報告申し上げます。

審査の結果、歳入歳出決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも法令で定める様式により作成されており、その計数等につきましても関係諸帳簿と符合し、正確であると認められ、かつ各基金もその設置目的に従って運用されており、適正に管理されているものと認めました。

さらに、意見といたしまして、経費節減に努力されておりますけれども、さらに節減に努めていただくことをお願いを申し上げます。

また、全職員に松本広域連合の担う役割の重要性を認識した中で、住民に身近なサービスを維持すること、それから松本地域誘客促進観光キャンペーンの費用対効果など、広域的な観光振興の調査研究を進めることを申し上げます。

なお、詳細につきましては、広域連合長に提出し、ご配付申し上げます審査意見書をご覧いただきたいと存じます。

以上を申し上げます、決算審査の意見の概要といたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（犬飼信雄） ただいま広域連合長から上程議案に対する説明があり、また監査委員から決算審査の意見の報告がありました。

日程第8 松本広域連合行政一般に対する質問

○議長（犬飼信雄） 日程第8、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、23番、池田国昭議員1名であります。池田国昭議員の発言を許します。

23番、池田国昭議員。

○23番（池田国昭） 久しぶりの登壇ということになりますが、よろしく願いをいたしま

す。

通告に従って、介護保険制度の改定に伴う要介護認定業務の課題と方策についてお伺いをしたいと思います。

1997年12月に制定された介護保険法、これまで家族介護に依存してきた日本の介護保険制度が大きく転換され、介護の社会化が達成されるという触れ込みでしたけれども、2004年から実施をされましたが、しかし、改めてこの制定された介護保険法を読む限り、介護の社会化はその目的条項の中にはないということがはっきりしています。

そして、現実の介護保険制度は、その給付水準はもともと在宅のひとり暮らしの要介護者を24時間介護を保障するものにはほど遠く、結局家族介護を前提としているというものです。実際に、介護保険制度のもとで家族介護者の負担は依然として重いまま、介護保険が始まった4年後の2004年以降、年間10万人以上の人々が親族介護を理由に仕事をやめざるを得ないとか、さらに介護を苦にした介護心中、介護殺人事件は、2006年以降毎年50件以上、要は毎週1回の割合で起きてきております。もっとも、これはあくまで顕在化したものであって、文字どおりの氷山の一角という指摘もございます。そして、介護保険は、保険料の値上げの連続で、その保険料の負担増、加えて利用料の1割負担、支援限度額を超えたサービスは全額自己負担。そのために、いわゆる低所得者ほど介護サービスの利用が制限をされ、ますます家族介護への依存が高まっております。介護の社会化が実現されたのは、一部の富裕層、一定の収入がある家族にしかすぎないというのが実態です。

こうした経過と実態を見るに、改めてそもそもの介護保険制度導入の目的は、結局医療費、とりわけ高齢者医療費の抑制と、医療保険にかわる新たな保険制度によるこの医療費の安上りの代替の制度にしかありません。安上りというのは、まさに介護職場での青年労働者の実態を見れば一目瞭然です。

そうした中で、この間、国の施策はまさにこの今申し上げた本質である介護と医療の一体改革、その中身は改悪という形で、しかも今回の介護保険制度の改悪は、制度そのものを持続可能な社会保障制度にすると。その確立を図るための改革推進に関する法律と。この法律の名前に言われているとおり、この法律は通称プログラム法と言われますが、このプログラム法をベースに進められ、実はこの中身、2013年12月の秘密保護法の成立の際に隠れてほとんどマスコミでも報道がされなかったものです。まさに戦争をする国づくりと一体で進められ、今回の安全保障とは名ばかりの戦争法の制定と、そして軍備の増強、軍事費の増大、そして1億総活躍社会等、この関係と無関係でない、そうした視点が私はこの広域連合の中で

もこういう視点が求められるかというふうに思います。

戦後70年をして日本の国の進路が、この戦争をする国づくりと国民総動員、そして自助と共助にこの社会保障の制度を押し込め、公助を後退させてしまう、そうした中で今回の介護保険制度の改悪という側面を見落としてはならないというふうに改めて申し上げたいと思います。

今回の介護保険法の改定は、各市町村、保険者にとって、そうした問題意識を踏まえての対応が求められ、私も松本市の議会の中でこの点を指摘をしたところです。今回のこの介護保険法の改定、確かに今広域連合において介護認定審査事務というふうに限られている中では、この点に関しても今回大幅な改定等は見られませんが、でも、各自治体における新しい総合事業の実施に当たって、介護予防・生活支援サービス事業に移行する場合に、第1次判定の中で基本チェックリストの活用がセットになっているということは皆さんもご存じのとおりです。これは、介護認定にかわる、いわばあらかじめフィルターとして介護保険外しのための制度そのものと言えますが、果たしてこの運用でサービス利用者の立場に立った丁寧な対応が可能なのかどうか、各自治体の中でも議論をされているところです。

本松本広域連合には、この点は直接関係がないかのように見えますが、今後のことも含めて、布石という意味合いも込め、今回この改定にかかわって幾つかお聞きしたいと思います。

1つは、要介護認定の申請から認定までの期間を早めることができないかという点です。確かに30日以内ということが言われておりますが、認定審査結果の有効期限が半年、1年、2年、24カ月という中で、場合によってはこの認定がおくれ、結果として認定審査を待たずに亡くなってしまう、そうした方も出てきております。そして、いわゆる先ほど申し上げた介護保険外しという認定も行われる可能性がある中で、認定審査の結果を早く出すことができないかどうか、このことを1つお聞きしたいと思います。

2つ目、認定の結果について、いわゆる関係者の間では行ったり来たりという表現があるようです。この表現そのものについては賛否がある表現ですけれども、関係者の中で言われているこの行ったり来たり、被保険者一個人で見た場合に、そのときの認定により結果が異なると。とりわけ、要支援と要介護のいわばボーダーラインを行ったり来たりする、そういう方がどのくらいこの間の認定の中でいらっしゃるか、わかったら教えていただきたいと思っています。

3つ目、広域連合管内の保険者の中で、新総合事業の開始時期、新制度への移行の時期について、この広域連合にお聞きするのもおかしいかもしれませんが、つかんでおる範囲で構

成の市町村どのようになっているかを教えていただきたいと思います。

4番目、認定審査に関して、今回の改定に伴って、厚生労働省から新たな特別な認定にかかわる指示、文書等がもしございましたら教えてください。

最後に5番目、1次判定から2次判定における変更の傾向について、決算の資料にも出てはおりますが、改めてその変更の傾向、全県との関係などを含めてお伺いをし、1回目の質問といたします。

○議長（犬飼信雄） 横内事務局長。

○事務局長（横内悦夫） 池田議員の要介護認定に関する5つの質問につきましてお答えいたします。

最初に、要介護認定の申請から認定までの期間は、議員ご指摘のとおり、介護保険法において30日以内と定められております。そのうち、当広域連合の審査にかける期間は、平成12年の介護保険制度発足時から変わらず、おおむね2週間となっており、遅延することなく行われております。

そこで、審査にかける期間の短縮でございますが、審査会の委員は医療、保健、福祉の専門家により構成されているため、個々の仕事の傍ら審査会に臨んでいただいている状況でございます。このことから、期間を短縮することは難しいものと考えております。

しかし、介護保険制度は、認定前であっても保険者に申請した時点において希望があれば、申請者とケアマネジャーとの調整により暫定で必要な介護サービスを受けることもできます。

続きまして、2点目の2次判定において要支援2から要介護1等になった件数についてお答えします。

要支援2と要介護1の区分は、認知機能低下があるか、不安定な状態にあるかにより決定されます。2次判定では、その個々の状態について具体的に検討されておりますので、適切な判定がされていると考えております。

そこで、関係者の間で行ったり来たりしているという人数でございますが、個人ごとに手作業で行うため、算出は難しい状況でございます。

なお、平成26年度中に要支援2から要介護1となった件数は、要支援2全体の4.3%に当たる154件で、逆に要介護1から要支援2となった件数は、要介護1全体の23.1%に当たる861件となっております。

次に、3点目の当広域連合の関係市村における介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期についてお答えいたします。

開始時期は、平成28年度からが2市村、29年度からが6市村とお聞きしております。

続いて、4点目の総合事業の開始に伴う介護認定の審査・判定業務に関する通知等についてお答えいたします。

総合事業の基本的な考え方及び各市村における事務処理手順については、通知等は出されておりませんが、当広域連合に関する介護認定審査判定業務については改正がなかったため、現在通知等はございません。

最後に、変更の傾向についてお答えいたします。

介護認定の審査は、1次判定と2次判定に分かれております。最初に実施されます1次判定は、定められている調査項目と、主治医意見書に記入された内容に基づき、国が定めた判定ソフトにより判定が行われます。

次に、2次判定が行われます。1次判定では個別の介護の手間が反映されていないため、認定調査に記入された個別の状態を審査会で検討し、最終的な介護度の判定を行います。

そこで、2次判定において1次判定の結果を変更した昨年度の当広域連合の割合は4.3%で、このうち重度への変更が97.3%、軽度への変更が2.7%でありました。また、県平均は7.3%で、このうち重度への変更が91.7%、軽度への変更が8.3%でありました。このように、2次判定においては個別の介護の手間を検討するため、相対的に重度への変更の割合が高くなります。

以上でございます。

○議長（犬飼信雄） 池田国昭議員。

○23番（池田国昭） 答弁をいただきました。

今の答弁をお聞きして、先ほど申し上げたとおり、まずこの広域連合に加盟する市町村で出発が違うんだなということで、初めて私もお聞きしました。松本市は、ちなみに来年度から実施をするというふうになっております。

そこでお聞きしたいんですが、この今回は介護保険外しという、いわばそういう要支援、要介護、このボーダーラインで介護保険が使える、使えない、要支援の場合には自治体独自の事業にいわばシフトしていくという中での今回のこの松本広域連合の要介護認定という点で、先ほど第1番目にその結果をもっと早く出せないかと言った意味は、確かに暫定的に利用できる、それはそのとおりではございますが、今関係者の方々の中では暫定的とはいえ、実際の結果がなるべく早く知りたいということも含めて、ここはもちろん1次判定というか、関係する自治体にもかかわりますけれども、いずれにしてもなるべく早く結果が出るように、

これは要望しておきたいと思います。

2つ目に、この間の要介護1であった人が要支援2、1次と2次の間で変更があると。その変更の数が全体の23.1%というかなり数字としては大きな数字だと思います。もちろん、この1次判定と2次判定、とりわけこの2次判定でそうした意味では正確さが欠けているということを申し上げるつもりは毛頭ございませんが、いずれにしても、今回、今後こうしたそれまで要介護だった方が要支援になると、介護保険制度との関係ではいわば本質的な違いが出てくるということで、私はより慎重にという言い方も変かもしれませんが、そうしたことも踏まえて要介護認定、事業体の皆さん方へのいろいろな研修等々も含めて充実を図っていただきたいなというふうに思います。

最後に質問ですけれども、先ほど答弁があったとおり、関係する自治体の中で総合事業への開始時期がずれている。ずれていることによるその広域連合の中での課題と方策についてはどのように考えているか、このことをお聞きして、いわばきょうの質問は、その後の経過も含めてお聞きするという意味合いですので、ぜひこの新しく総合事業が始まる中での要介護認定の事業、課題と方策についてどのように考えているかということをお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（犬飼信雄） 横内事務局長。

○事務局長（横内悦夫） 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う介護認定の審査・判定業務の課題等についてお答えいたします。

広域連合が取り組む課題は、現在2つと考えております。その1つは、総合事業の開始に伴い、要介護度によって受けることができるサービスの形態が異なるため、関係市村において適正な認定調査が行われること、また当広域連合の介護認定審査会においてもより慎重な審査、判定に努める必要があるものと認識しております。

そこで、具体的な取り組みとして、関係市村において適正な認定調査が行われるよう、当広域連合が主催します研修会等により調査技術の向上を図ります。さらに、公平、公正な審査判定を行うため、審査会委員の研修会等を通じて審査・判定基準の共通認識を高めてまいります。

課題の2つ目は、総合事業の開始時期が各市村ごとで異なることから、平成28年度の介護認定審査会の事務は新旧制度が混在することとなります。そこで、関係市村との連携を密にし、審査会の運営に支障がないように対処してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（犬飼信雄） 以上で池田国昭議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

日程第9 議案に対する質疑

○議長（犬飼信雄） 日程第9、議案第1号から議案第3号までの以上3件に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号までの以上3件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付してあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時40分休憩

午後 4時25分再開

○議長（犬飼信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

総務民生委員会において、副委員長に宮澤豊次議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

日程第10 委員長審査報告

○議長（犬飼信雄） 日程第10、議案第1号から議案第3号までの以上3件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、小林弘明議員。

○総務民生委員長（小林弘明） それでは、総務民生委員会のご報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案3件について慎重に審査をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

最初に、議案第1号 松本広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、マイナンバーの取り扱いにおいて、個人情報漏えいの危険性が常にあることに関する意見と、セキュリティの確保についての方策は整っているのかとの質疑があり、国の指針等に基づいて対応するとの答弁がありました。

一部分反対意見があったため、起立採決にて可決すべきものと決しました。

次に、第2号議案 松本広域連合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成26年度松本広域連合歳入歳出決算の認定については、異議なく認定すべきものと決しました。

以上で当委員会の報告といたします。

何とぞご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上。

○議長（犬飼信雄） 次に、消防委員長、中原巳年男議員。

○消防委員長（中原巳年男） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案1件につきまして慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議案第3号 平成26年度松本広域連合歳入歳出決算の認定についてにつきましては、異議なく認定すべきものと決しました。

なお、委員からは、職員のメンタル面に関する対応、通信指令システムのバックアップ体制、塩尻市檜川地区の委託業務、違反防火対象物の是正について質疑があり、また職員のメンタルヘルス面への対応の強化及びインターネットウイルスの研修の充実について要望がありました。

以上で当委員会の報告といたします。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（犬飼信雄） 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（犬飼信雄） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(犬飼信雄) ないようでありますので、これより採決いたします。

最初に、議案第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案について、委員長の報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(犬飼信雄) ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号及び議案第3号につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(犬飼信雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び3号につきましては、委員長の報告のとおり可決及び認定されました。

○議長(犬飼信雄) 以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成27年松本広域連合議会11月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時32分閉会